

函館市環境部電気自動車廣告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市廣告掲載要綱の規定に基づき、函館市環境部電気自動車廣告掲載事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(廣告掲載の媒体等)

第2条 广告を掲載する媒体は、函館市環境部が使用する電気自動車とする。

2 広告の掲載は、剥離が可能な素材のフィルム等の貼り付けによるものとし、車体塗装の剥離が発生しない材質とする。

(廣告の位置、規格、掲載数)

第3条 広告は電気自動車の車体側面および後部に掲載することとし、位置は環境部長が決定する。

2 広告の規格および掲載数は、次のとおりとする。

- (1) 規格1 日本工業規格A列3番横（縦29.7センチメートル、横42センチメートル）とし、色は自由、掲載数は6枚を上限とする。
- (2) 規格2 日本工業規格A列4番横（縦21センチメートル、横29.7センチメートル）とし、色は自由、掲載数は4枚を上限とする。
- (3) 規格3 日本工業規格A列5番横（縦14.85センチメートル、横21センチメートル）とし、色は自由、掲載数は4枚を上限とする。

(廣告の掲載期間および掲載料)

第4条 広告掲載期間は1年間とする。

2 広告の掲載料は、各規格1枚当たり次のとおりとする。

- (1) 規格1 24,000円
- (2) 規格2 12,000円
- (3) 規格3 6,000円

(廣告の募集方法)

第5条 広告掲載希望者の募集は、市が広報紙やホームページ、その他の方法で行うほか、広告代理店等を活用することができる。

(廣告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載希望者は、廣告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする廣告の見本を添えて、函館市環境部に提出するものとする。この場合において、廣告掲載希望者は、2枚を上限に申し込みできるものとする。

(廣告掲載条件)

第7条 広告の掲載については、函館市廣告掲載要綱および函館市廣告掲載基準による。

2 市税を滞納している者の廣告は掲載しない。

(廣告掲載の決定等)

第8条 広告掲載希望の申し込みがあったときは、函館市環境部環境総務課長が、廣告掲載の可否を審査する。ただし、疑義等が生じた場合は、函館市広

告審査委員会においてこれを審査する。

- 2 前項の審査の結果、広告掲載可のものが各規格の掲載数の上限を超えたときは、抽選により選定するものとする。
- 3 広告の掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、また、掲載できないと決定したときは、広告非掲載決定通知書（別記第3号様式）により広告掲載申込者に通知するものとする。
- 4 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、環境部長が指定する方法により指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。
- 5 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告の作成等）

第9条 広告の作成および電気自動車への掲載・撤去作業は環境部で行い、その費用はすべて環境部が負担するものとする。

- 2 前項の作成および作業を広告主自らが行うことを希望する場合、その費用はすべて広告主が負担することとし、これを妨げない。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、広告掲載決定通知書に記載された納入期限までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により掲載することができなかつたときは、その全部、または一部を還付することができる。

（広告の取り消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が函館市の広告関連規定に違反したとき。
- (2) 電気自動車が長期間使用できないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

（広告主の責任等）

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 前条第1号の規定により広告を取り消された広告主は、市および電気自動車に掲載されている他の広告の広告主が受けた損害に対して責任を負うものとする。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は環境部長が定める。

附 則

この要領は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

函館市環境部電気自動車広告掲載申込書

令和 年 月 日

函 館 市 長

(申込者)

住 所

会社(団体)名

氏 名

電 話

函館市環境部電気自動車広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、下記のとおり申し込みします。

記

1 広告掲載の規格・申し込み枠数

(1) 規格1・・・・・枠

(2) 規格2・・・・・枠

(3) 規格3・・・・・枠

2 広告の内容 添付原稿のとおり

3 広告掲載料

(1) 規格1 (24,000円) × 枠・・・・・円

(2) 規格2 (12,000円) × 枠・・・・・円

(3) 規格3 (6,000円) × 枠・・・・・円

4 条 件 • 各種法令および函館市の広告関連規定を遵守します。

• 函館市税の滞納はありません。

• 函館市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

函館市環境部電気自動車廣告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年 月 日付けで申し込みのありました廣告掲載につきましては、
函館市廣告掲載要綱の基準に適合し、掲載することと決定したので通知します。

記

1 広告掲載の媒体	函館市環境部電気自動車
2 広 告 掲 載 料	_____ 円
3 広告掲載料納入期限	令和 年 月 日

別記第3号様式

函館市環境部電気自動車広告非掲載決定通知書

令和　年　月　日

様

函館市長

令和　年　月　日付けで申し込みがありました広告掲載につきましては、
掲載しないことと決定したので通知します。

記

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 広告掲載の媒体 | 函館市環境部電気自動車 |
| 2 非掲載理由 | |